

平成 30 年 7 月 5 日

経済戦略局総務課長代理以下、市従市民生活支部書記長以下との事務折衝

(局)

本日は、5 月に申入れのありました項目のうち、労働安全衛生の取組み及び熱中症対策につきまして、所属の考え方を示させていただきます。

労働安全衛生に関する局の取組みにつきましては、今年度も、職場ごとに定期的に安全衛生委員会を開催するとともに、産業医による職場巡視も行うこととしています。また、例年 7 月に実施される「全国安全週間」に合わせ、この時期の職場巡視には産業医以外の安全衛生委員にも参加いただくなど、所属職員の安全と健康の増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に引き続き努めてまいります。

熱中症対策につきましては、これから熱中症が増加する時期を迎えること、また、室内においても少なからず危険性があることから、局としても重要な事項と認識しており、環境省作成のポスターやリーフレットの活用や職場安全衛生委員会での啓発に加え、朝礼等を活用し、日々注意喚起を行うなどして熱中症を出さない職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、所属としての考え方でございますので、よろしく申し上げます。

(支部)

ただいま、課長代理より 2019 年度勤務労働条件に関する要求書に対する一部の回答及び現時点の考え方が示された。

安全衛生対策の充実・強化については、安全衛生委員も職場巡視に参加できる体制作り、取組みを行っているとのことだが、職場の環境改善においては委員からの意見も十分に反映し、公務災害の未然防止に努めるなど、更なる活性化を図るよう求めておく。

熱中症については、局として重要な事項であると認識しているとのことであるが、意識啓発のほか、救命救急の観点から応急措置・救急措置への十分な対策や準備についても強く求めておく。

組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負しているところである。

局においても、こうした組合員の努力を十分認識するとともに、すべての組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりを強く要請しておく。

本日の局からの一部の回答及び考え方について、一定了解する。

最後に、今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議をおこなうことを改めて要請し、「2019 年度勤務労働条件に関する要求書」について、この間の協議内容に基づき誠意を持って対処するよう強く求めておく。

(局)

ただいま、書記長より局の回答及び考え方について了解をいただきました。局として引き続き、職員の労働安全衛生及び「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりに努めてまいります。

また、今後も、勤務労働条件に関わる事項が生じる場合につきましては、誠意をもって対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はこれをもって終えてまいります。